

京都市告示第325号

障害者自立支援法(以下「法」という。)第51条19第1項及び第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

平成24年11月20日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社フォワイエ(代表取締役 住里 良実)

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市上京区葎屋町通出水上る亀屋町328番地 シャトレヌ葎屋207号

3 事業所の名称

株式会社フォワイエ

4 事業所の所在地

京都市上京区葎屋町通出水上る亀屋町328番地 シャトレヌ葎屋207号

5 指定する事業の種類

地域定着支援, 計画相談支援

6 指定年月日

平成24年11月15日

7 事業所番号

2630281075

(保健福祉局障害保健福祉推進室)